

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	奨学のための給付金の支給に関する事務(国公立分) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滋賀県教育委員会は、奨学のための給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県教育委員会

公表日

令和8年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	奨学のための給付金の支給に関する事務(国公立分)
②事務の概要	滋賀県国公立高等学校等奨学のための給付金実施要綱に基づき、低所得世帯における授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減に資するため、奨学のための給付金を支給する。
③システムの名称	統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
滋賀県国公立高等学校等奨学のための給付金支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、準法定事務主務省令の表の8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表169の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会事務局教育総務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 教育委員会事務局教育総務課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4587
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育委員会事務局教育総務課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4587
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー取得の際は、住基ネット照会により取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。 また、マイナンバーが記載されている書類を郵送する際には、簡易書留による送付を徹底するとともに、特定個人情報は鍵付きのキャビネットで保管し、管理台帳によって送付元の学校と送付先の教育委員会に二重に記録を残している。 なお、マイナンバーをシステムに入力する際には、複数人による確認を行っている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を扱うことができる端末は、ICカードとパスワードによって認証される「基幹層端末」に限られている。 また、特定個人情報を扱う部署に限って「基幹層端末」は整備されており、ネットワークも通常の行政系とは分離されている。 さらに、マイナンバーが登録されている統合宛名システムについても、アクセス権は担当職員にのみ別途付与されており、事前に承認されている業務についてのみ利用することができる。 これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	I-3法令上の根拠	滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案 別表第1教育委員会の項第4号	滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年12月25日滋賀県条例第61号)第2条 別表第1教	事後	
平成31年3月29日	I-4-②法令上の根拠	滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案 別表第1教育委員会の項第4号	滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年12月25日滋賀県条例第61号)第2条 別表第1教	事後	
平成31年3月29日	I-5-②所属長の役職	教育総務課長	課長	事後	
平成31年3月29日	II-1「いつの時点の計数か」	平成30年9月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
平成31年3月29日	II-2「いつの時点の計数か」	平成30年9月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
平成31年3月29日	IV-1	新設	基礎項目評価書	事後	
平成31年3月29日	IV-2	新設	十分である	事後	
平成31年3月29日	IV-3(不正な紐付け)	新設	十分である	事後	
平成31年3月29日	IV-3(不正アクセス)	新設	十分である	事後	
平成31年3月29日	IV-4	新設	委託しない	事後	
平成31年3月29日	IV-5	新設	提供・転載しない	事後	
平成31年3月29日	IV-6(目的外の入手)	新設	十分である	事後	
平成31年3月29日	IV-6(不正な提供)	新設	接続しない	事後	
平成31年3月29日	IV-7	新設	十分である	事後	
平成31年3月29日	IV-8	新設	自己点検	事後	
平成31年3月29日	IV-9	新設	十分に行っている	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	教育委員会事務局教育総務課	教育委員会事務局高校教育課	事後	組織名の変更
平成31年4月1日	I 関連情報 7.特定個人情報開示・訂正・利用停止請求 請求先	県民生活部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121	事後	組織名の変更
平成31年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報開示・訂正・利用停止請求 請求先	教育委員会事務局教育総務課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4587	教育委員会事務局高校教育課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4587	事後	組織名の変更
令和3年6月10日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	教育委員会事務局高校教育課	教育委員会事務局教育総務課	事後	組織名の変更
令和3年6月10日	I 関連情報 7.特定個人情報開示・訂正・利用停止請求 請求先	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121	事後	組織名の変更
令和3年6月10日	I 関連情報 8.特定個人情報開示・訂正・利用停止請求 請求先	教育委員会事務局高校教育課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4587	教育委員会事務局教育総務課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4587	事後	組織名の変更
令和3年9月9日	I 関連情報 4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための	事後	
令和5年9月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム、統合宛名システム、中間サーバー	統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和5年9月28日	II しいくい値判断項目 2.取扱者数 しいくい時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和5年3月31日時点	事後	
令和7年2月14日	I-3 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項	・番号法第9条第1項、準法定事務主務省令の表の8の項 ・番号法第9条第2項	事後	法改正および記載事項の見直しに伴う修正
令和7年2月14日	I 関連情報 4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第9号	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表169の項 ・番号法第19条第9号	事後	法改正および記載事項の見直しに伴う修正
令和7年2月14日	II しいくい値判断項目 1.対象人員の時点 2.取扱者数の時点	令和5年3月31日時点	令和7年1月31日時点	事後	再評価に伴うしいくい値判断結果の反映
令和7年2月14日	IV-8 人手を介在させる作業	新設	十分である	事後	新様式による再評価
令和7年2月14日	IV-8 人手を介在させる作業判断の根拠	新設	マイナンバー取得の際は、住基ネット照会により取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。	事後	新様式による再評価
令和7年2月14日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	新設	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクの対策	事後	新様式による再評価
令和7年2月14日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠	新設	特定個人情報を扱うことができる端末は、ICカードとパスワードによって認証される「基幹層端末」に限られている。 また、特定個人情報を扱う部署に限って「基幹	事後	新様式による再評価
令和8年2月13日	I-3 個人番号の利用法令上の根拠	・番号法第9条第1項、準法定事務主務省令の表の8の項 ・番号法第9条第2項 ・滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表169の項	・番号法第9条第1項、準法定事務主務省令の表の8の項	事後	準法定事務への変更を反映
令和8年2月13日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表169の項 ・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表169の項	事後	準法定事務への変更を反映
令和8年2月13日	II しいくい値判断項目 1.対象人員の時点 2.取扱者数の時点	令和7年1月31日時点	令和8年1月31日時点	事後	見直しに伴うしいくい値判断結果の反映